

令和7年度 広陵町老朽危険空家等除却補助

老朽化して危険な状態になり、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家の解体を行う方に対し「広陵町老朽危険空家除却補助金」を交付いたします。

補助対象建物（すべてに該当）

1. 広陵町内に所在する居住用の建物であること。
2. 住宅地区改良法施行規則別表第1「住宅の不良度の測定基準」に基づく外観から確認できる不良度が100点以上のものであること。
3. 特定空家に認定されていないこと。
4. 抵当権その他の所有権以外の権利が設定されていないこと。（権利者からの同意がある場合は除く）

補助対象者（すべてに該当）

1. 補助対象建物の所有者等であること。
2. 申請者及び世帯を一にする者に町税等の滞納がないこと。
3. 当該解体において、国、地方公共団体等から、他の補助金等の交付を受けていないこと。
4. 申請者及び世帯を一にする者が、広陵町暴力団排除条例による暴力団員等でないこと。

補助対象事業（すべてに該当）

1. 除却工事に着手していないこと。
2. 令和8年2月28日までに工事が完了すること。
3. 公共事業に伴う補償の対象になっていないこと。
4. 申請者又は、世帯を一にする者が代表者を務める法人が施工するものでないこと。
5. 不動産販売、不動産貸し付け、駐車場運営等を業とするものが当該業のために解体を行うものでないこと。
6. 建設業法に基づく建設業の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業）又は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）に基づく解体工事業者の登録を受けた業者が行う工事であること。

補助対象経費

補助対象工事に要する経費（業者見積額）の2分の1

※ ただし、補助対象経費の上限は、国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等のうち、除却工事費*の1㎡当たりの限度額を乗じた額の10分の8

*木造33,000円/㎡ 非木造47,000円/㎡（令和7年度）

補助金額

補助対象経費の2分の1(上限50万円)

受付期間

令和7年6月9日(月) ～ 令和7年6月30日(月) ※役場閉庁日を除く

募集件数

3件(応募多数の場合は申請順にかかわらず、危険度の高い物件を優先します。)

必要書類

1. 補助金交付申請書(様式は役場窓口でお渡しします。)
2. 位置図
3. 現況写真
4. 除却工事見積書

※上記書類を提出し、町による現場確認実施後、補助対象となる場合は下記の書類を提出していただきます。

5. 住民票
 6. 申請者及び世帯を一にする者の納税証明(町税等に滞納がないことを証明する書類)(課税がないときは非課税証明書)
 7. 土地・建物の登記簿(未登記の場合は、固定資産評価証明書)
 8. 施工業者が、上記「補助対象事業6.」に該当することが確認できる書類
 9. 抵当権等が設定されている時は、その権利者からの同意書
 10. 所有者等以外が補助を受けようとする場合は、所有者からの委任状
- ※補助対象確認のため、その他必要な書類を求める場合があります。

注意事項

- ・必ずしも補助が受けられるとは限りません。
- ・空き家を解体することにより、固定資産税が増額になることがあります。
- ・解体後の敷地につきましては、所有者等の責任において適正に管理して下さい。
- ・このチラシは補助制度の概要を示したものです。詳しくは、環境政策課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

広陵町役場 住民環境部 環境政策課

〒635-8515 広陵町大字南郷583番地1

電話 0745-55-1001